

1 明るい選挙推進運動
(1) 平成15年11月9日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る啓発事業要領

鳥取県選挙管理委員会・鳥取県明るい選挙推進協議会

1 趣 旨

今回の衆議院議員総選挙が、明るく行われるために、選挙の意義と投票日等の周知を図るとともに、特に投票参加の呼びかけに重点を置いて、各種の啓発事業を行うものとする。

2 重点事項

- (1) 選挙の大切さの呼びかけと投票参加の推進
- (2) きれいな選挙の推進

3 実施主体

- (1) 県及び市町村の選挙管理委員会
- (2) 県及び市町村の明るい選挙推進協議会

4 実施事業

県民が選挙を身近に感じられるよう工夫を凝らし、わかりやすい啓発事業を実施する。

- (1) 県及び市町村が共同して行うもの
 - ア 明るい選挙推進大会の開催
 - イ 啓発用物資の配布
 - ウ ポスターによる啓発
 - エ 「選挙のしおり」による啓発
 - オ 街頭啓発
 - カ 懸垂幕・横断幕等による啓発
 - キ 店内放送等による啓発
 - ク 立候補者に対する申し入れ
 - ケ その他
- (2) 県が行うもの
 - ア 若者が集まる店舗での啓発
 - イ 若い世代の親への啓発
 - ウ マスメディアを活用した啓発
 - エ JRを活用した啓発
 - オ 広告塔による啓発
 - カ 便宜供与の依頼
 - キ 委員長談話による啓発
 - ク その他
- (3) 市町村が行うもの
 - ア 広報車による啓発
 - イ 広報紙等の利用による啓発
 - ウ その他

5 統一標語

- ・投票は 政治参加の第一歩

(2) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る啓発について（通知）

選管第149号

平成15年10月20日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

このことについて、別添「平成15年11月9日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る啓発事業要領」及び「平成15年11月9日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る啓発事業計画」により実施しますので、下記事項に注意されるとともに、自主的な啓発計画を立案され、明るい選挙の推進及び投票総参加の推進に、格別の御協力をお願いします。

なお、啓発物資については、別添「第43回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において使用する諸物資の輸送計画」により送付する予定ですが、変更が生じた場合には事前に連絡することとします。

また、各市町村長あてに、本日付けで別添写しのとおり依頼しましたのでご承知ください。

記

- 1 選挙期間中は、事情の許す限り広報車による啓発に努めていただきたいこと。
- 2 有線（無線）放送による啓発は10月23日送付予定の「有線（無線）放送資料」を参考とし、次の事項に注意して行われたいこと。
 - (1) 放送に当たっては、〇〇市町村選挙管理委員会からの放送である旨を必ず放送すること。
 - (2) できる限り毎日反復して放送し、その趣旨の徹底に努めること。
 - (3) 投票日の前日及び当日は、委員長自ら投票参加の呼びかけに努めること。
 - (4) 有線放送ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第4条第1項及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第151条の5の規定に十分留意し、特定の党派又は候補者に有利又は不利をもたらすような表現は厳に慎み、これらの法律の適用を受けない放送施設についても、同様に配慮すること。

- 3 明るい選挙実現のため、立候補者の選挙事務所が設置される市町村にあつては、別途送付する「立候補者のみなさんへ」と題した申入書を選挙事務所の中に掲示するよう依頼し、明るい選挙実現をお願いしていただきたいこと。
- 4 懸垂幕・横断幕を衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査告示日から庁舎等に掲示すること。
- 5 ポスターについては、衆議院議員総選挙選挙及び最高裁判所裁判官国民審査告示日から掲示すること。
 - (1) ポスター掲示場用(縦A3版)については、ポスター掲示場余白部分等に掲示すること。
なお、「不在者投票管理者を置くことができる施設」については、同じポスターを当委員会から配布する。
 - (2) 金融機関等用ポスター(総務省作成)については、下記事項に留意の上、公共施設を中心に積極的に掲示すること。
ア 銀行、信用金庫については、当委員会から送付し、掲示依頼を行う。
イ 郵便局については、別途当委員会から掲示について一括依頼をするので、貴委員会において地元の郵便局にポスターを持参すること。
ウ 農協・漁協については、貴委員会において掲示を依頼すること。
- 6 選挙のしおりは全世帯分を送付するので、公示日以降各世帯に確実に配布すること。
- 7 啓発物資については、街頭啓発等様々な機会をとらえ配布すること。
- 8 貴委員会においても、啓発に使用される標語は、啓発事業要領に定める「統一標語」としていただきたいこと。
- 9 店内放送等による啓発は次のとおりとすること
 - (1) 大型小売店(スーパー、百貨店等)、商店街については、当委員会から放送依頼を行う。
 - (2) 市町村内の事業所については、別途送付する放送原稿により貴委員会から放送を依頼すること。

(3) 平成15年11月9日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る啓発事業計画

NO	事業名	事業の内容	備考
1	明るい選挙推進大会の開催	総選挙に向けた啓発講演会・意見発表会の開催 日時：平成15年10月15日(水) 13:30～16:00 場所：鳥取県庁講堂 講師：岩田 脩 氏 (前(財)明推協協務理事) 発表者：遠藤 肇 氏 (境港市選管委員長) 鎌谷良憲 氏 (若桜町明推協会会長)	
2	若者が集まる店舗での啓発	コンビニエンスストア、ファミリーレストランなど若者が集まる店舗に卓上のぼりの設置・ポスター掲出を依頼し、若者に対する啓発を強化。	
3	若い世代の親への啓発	保育園、幼稚園を通じて「めいすい君」のぬり絵を配布して、家庭で選挙を話題にしてもらうことにより、若い世代の親への啓発を強化。	
4	マスメディアを活用した啓発	テレビ、ラジオ及び新聞広告による啓発。特に、新聞広告は「選挙の大切さ」「投票の意義」を呼びかけるものとする。	
5	JRを活用した啓発	JR車内吊り広告及び車内アナウンスにより投票日を周知。	
6	啓発用物資の配布	投票日や標語の記入された啓発用物資を作成し、県及び市町村で行われる街頭啓発等の際に配布。	地元産品を活用(県内産のお茶)
7	ポスターによる啓発	投票日の周知及び明るい選挙推進用のポスターを作成し、官公署・金融機関・店舗等に掲示依頼するとともにポスター掲示場等に掲示。	ポスター図案は、H14明るい選挙啓発ポスター入
8	「選挙のしおり」による啓発	「選挙のしおり」を県内全世帯に配布し、投票日の周知にとどまらず、「選挙の大切さ」「投票の意義」を呼びかける啓発を実施。	
9	街頭啓発	県及び市町村の選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会が協力して、各市町村において街頭啓発を実施。 県は、駅前等で啓発物資を配布して街頭啓発。	
10	懸垂幕・横断幕等による啓発	投票日周知用の懸垂幕及び横断幕を作成し、各市町村、主要大型店等に掲出するとともに、自動車張幕を物資輸送車に掲示。	
11	広告塔による啓発	県庁前広場等に広告塔を設置し、投票日の周知及び明るい選挙の推進を図る。(県内4か所) また、県庁電光掲示板を利用した啓発を実施。	
12	店内放送等による啓発	県内の大型店等の店内放送、商店街放送及び市町村の有線放送を通じて投票日を周知。	
13	立候補者に対する申し入れ	立候補者に対して、選挙ルールの遵守を申し入れるとともに、選挙事務所に選挙ルール遵守の要望事項を記載したポスターの掲示を依頼。	
14	便宜供与の依頼	鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会及び鳥取県商工会連合会を通じて、投票当日に勤務する有権者に対して、投票のための遅刻・早退等に便宜を与えるよう協力を依頼。	
15	委員長談話による啓発	県選挙管理委員会委員長の談話を発表。	告示日、投票日

(5) 委員長談話

(衆議院議員総選挙選挙告示日)

本日、第四十三回衆議院議員総選挙の期日の公示及び第十九回最高裁判所裁判官国民審査の期日の公示が行われ、来る十一月九日に投票が行われることとなりました。

今回の選挙は、巷間「マニフェスト選挙」とも言われており、十月十日の公職選挙法の改正により、新たに政党が政見をまとめた冊子を配布できることとされました。

この改正により、政策本位の選挙が実施され、選挙が有権者の身近なものとなることを期待します。

有権者の皆様にはこのような今回の選挙の意義を十分に理解され、選挙公報や政見放送などで小選挙区については、各候補者の政策、人格及び識見を、また、比例代表選挙については、政党の政策・政見などをよく見極めて投票していただきますようお願いいたします。

有権者の皆様が、棄権することなく投票に参加し、責任ある一票を投じられることを切望します。

また、政党、候補者及び選挙運動関係者は、正々堂々と政見や政策を訴えられるとともに、選挙のルールを守り、違反のない明るい選挙運動を展開されるよう強く要望します。

平成十五年十月二十八日

鳥取県選挙管理委員会

委員長 中村 碩 男

(投票日)

第四十三回衆議院議員総選挙及び第十九回最高裁判所裁判官国民審査は、本日、投票日を迎えることになりました。

このたびの選挙は、鳥取県や国の内外に重要な課題が山積する中で、これからの政治を託す、私たちの代表を選ぶ大切な選挙であります。

有権者の皆様には、候補者の政策、識見、また、政党の政策を十分検討されていることと存じますが、皆様の一票が明日の日本を築いていくことを今一度認識され、主権者としての自覚と責任をもって、皆様の一票を託せる候補者、政党をお選びください。

選挙は民意を政治に反映させる大切な機会であり、有権者の皆様が、全員棄権することなく投票されるよう切望いたします。

なお、各市町村選挙管理委員会には、投票・開票等の管理執行に万全を期すようお願い致します。

平成十五年十一月九日

鳥取県選挙管理委員会

委員長 中村 碩 男